

第 5270 号	READAS リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 7月17日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

👉 役員からの借入れ

Q：業績不振のため、社長から事業資金を借入れようと思います。この場合、無利息でも問題ありませんか？

A：原則は問題ありません。

【解説】

会社が、役員に対して金銭を貸し付けた場合は、相当の利息を収受しなければならず、無利息又は非常に低い利率の利息の収受できないときは、通常収受すべき利息と実際に収受した利息との差額は、その役員に対する給与として課税されます。しかし逆に、会社が役員から金銭を借入れる場合は、相当の利息を支払わなければならないということはなく、無利息であっても特に問題はありませぬ。

つまり、役員個人が会社が無利息で金銭を貸し付けたとしても、利息収入について認定課税が行われることはありませんし、会社についても、支払利息免除益と支払利息が相殺されますので、課税関係は生じませぬ。

したがって、ご質問のように事業資金を無利息で貸借しても、税務上、問題になることはありません。ただし、その金銭の貸借が事業目的ではなく、租税回避目的であり、同族会社の行為計算否認の規定に該当する場合は課税問題が生じます。

しかし、利息を支払わないからといって、元本の返済もしなくてよいというわけではありません。金銭消費貸借契約書も作成せず、借入金の返済もないようなときは、事実認定により、役員からの贈与とみなされる場合がありますので注意してください。

